平成３０年（フ）第９７８号
大阪府東大阪市池島町３丁目３番９号ミルト池島Ⅱ　101号
債務者　近藤　哲二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　裕是
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３５号
鹿児島県姶良市西餅田503番地１
債務者　河野　和洋
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
静岡県沼津市原2045番地の34、前住所静岡県沼津市井出790番地　ウェルサイド弥生102
債務者　鈴木　智尋
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　成一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１０３号
京都市北区紫野花ノ坊町９番地１　フォーブル花ノ坊203
債務者　前川亜希子（旧姓中林）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　輝人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第５１９号
京都府長岡京市花山３丁目48番地７　カルム長岡京202
債務者　伊藤　宏一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１７号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番９－107号
債務者　中野　洋一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３３９号
北九州市若松区高須西１丁目７番30号（A101）
債務者　木附　政弘
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　研太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３０８号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目７番２号
債務者　岩本　裕一
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３０９号
北九州市八幡西区星ケ丘７丁目７番２号
債務者　岩本　紀子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３２４号
福岡県中間市中鶴１丁目28番１号　フェロー中鶴Ａ202号
債務者　矢野　純一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　時枝　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３５０号
北九州市門司区大字畑2222番地
債務者　渡邊　龍三
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３４０号
北九州市小倉南区沼本町４丁目16番48－２号
債務者　安部美智子（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第３２９号
福岡県中間市中鶴４丁目15番８号　プレミールＮａｋａｍａⅢ201号
債務者　津川　泰紀
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊塚　允耶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第４３号
福岡県行橋市大字金屋722番地53
債務者　田中　靖則
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　直幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
北海道亀田郡七飯町字上藤城212番地55
債務者　柴田　孝幸
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５４号
北海道亀田郡七飯町字上藤城212番地55
債務者　柴田　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５５号
北海道亀田郡七飯町字上藤城212番地55
債務者　柴田　麻子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１２２号
山梨県甲州市塩山上塩後344－１　あい甲州、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上萩原879番地
債務者　小野嘉四朗
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係